

3.（1）阿波市消費者安全確保地域協議会

徳島県 阿波市

子どもも含め全世代を対象とした幅広い見守り活動

地方公共団体の基礎データ

人 口	35,690人
高 齢 化 率	36.4%
面 積	191.1km ²
消費者行政担当職員数(消費生活相談員数を除く)：2人	
センター名称	阿波市消費生活センター
消費生活相談員数：3人	消費生活相談件数：200件 (平成29年度)
開 所 日 (祝日・年末年始除く)	週5日開所 (月・火・水・木・金)



※平成30年10月1日現在

地方公共団体の紹介

阿波市は、平成17年に板野郡の吉野町と土成町、阿波郡の市場町と阿波町の4つの町が合併して誕生しました。徳島県中央北部の吉野川北岸に位置する、古くからの交通の要衝の地で、現在では徳島自動車道が東西に走り、土成インターチェンジや阿波パーキングエリアが整備されています。

お遍路さんで有名な「四国霊場」のうちの4つの札所や、長年の風雨の浸食によって砂岩層が柱状となった国指定の天然記念物「阿波の土柱」などの名所・旧跡があります。

主産業は農業で、農業産出額は県内トップを誇り、特にぶどう、トマト、レタス、なす等が栽培されています。こうした特色のある優れた農産品やそれを利用した加工品を「阿波市特産品」として認証し、市内外への販売促進や認知度向上を支援することにより、頑張る生産者を応援しています。

協議会の基礎データ

設 置 年 月 日	平成30年4月25日
事 務 局	産業経済部商工観光課
構 成 団 体 数	18団体
設 置 要 綱	有り



設立会議の様子

3.（1）阿波市消費者安全確保地域協議会

徳島県 阿波市

設置の背景

当市では、消費者トラブルが増加傾向にあり、その内容も複雑化・多様化しています。そのような中、平成29年6月に「阿波市消費生活センター」を開設し、広報誌やケーブルテレビ等で市民への情報提供や啓発グッズの作成・配布など消費者被害の防止に取り組んできました。

消費者被害の防止については、自治会長会や民生委員・児童委員総会等での出前講座や講演、消費者協会との協働によるキャンペーンの実施など、各団体と個々に連携を図っていました。

また、市内の同じフロアに地域包括支援センターがあるため、ケアマネージャーが高齢者の消費者被害の相談等でセンターに気軽に立ち寄るようになりました。このように、センター設置後は庁内外それぞれの組織との個別の連携は深まってきましたが、関係する組織や団体が一堂に集まって情報共有・情報交換などをする機会はありませんでした。

こうした中、徳島県から協議会設置の勧めがあり検討した結果、今後より一層、関係団体との連携を図り、消費者被害の防止に取り組んでいきたいと考え、協議会を設置することとしました。

商工観光課（消費者行政部局）が中心の組織

新規

当初、主に高齢者を見守りの対象者と考えていたため、協議会の構成員とメンバーの構成が近い福祉部局の既存の組織「高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会（以下「虐待防止ネットワーク」という。）」等の活用について福祉部局と協議を重ねました。しかし、検討する中で、**見守りの対象者を、高齢者だけでなく子どもなど市民全体に広げたい**と考えました。虐待防止ネットワークは、高齢者を対象としており、業務の範囲を超えるため、消費者部局である商工観光課が中心となって**新規**で設置するのがよいと考えました。

構成員について

◆選定のポイント

高齢者に身近な存在である老人クラブ連合会、婦人団体連合会、消費者協会などを中心に、協議会の活動に欠かせない民生委員・児童委員、警察、センター、そして、**子どもを見守りの対象にするため教育委員会を加え**ました。

◆参画依頼時の構成員の反応

虐待防止ネットワークのメンバーと協議会の構成員が一部重複しているため、協議会への参画を依頼する際、負担と捉える方もいるのではないかと懸念していましたが、快く引き受けてくださいました。

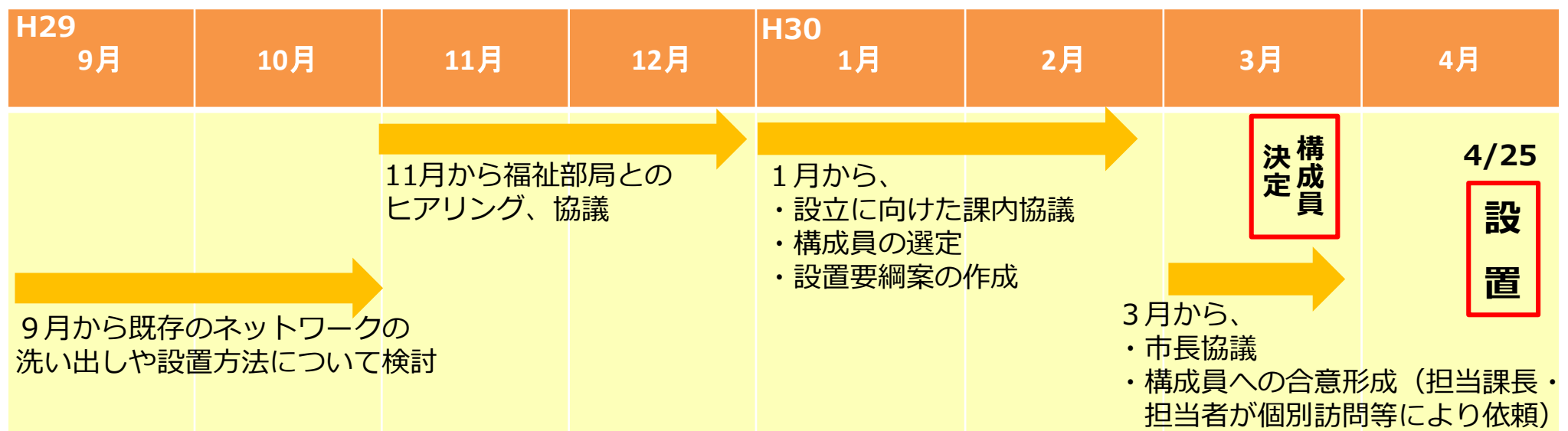
◆今後の予定

当市と高齢者の見守り協定を締結している郵便局や新聞専売所等の事業者にも、構成員として参画していただきたいと考えています。

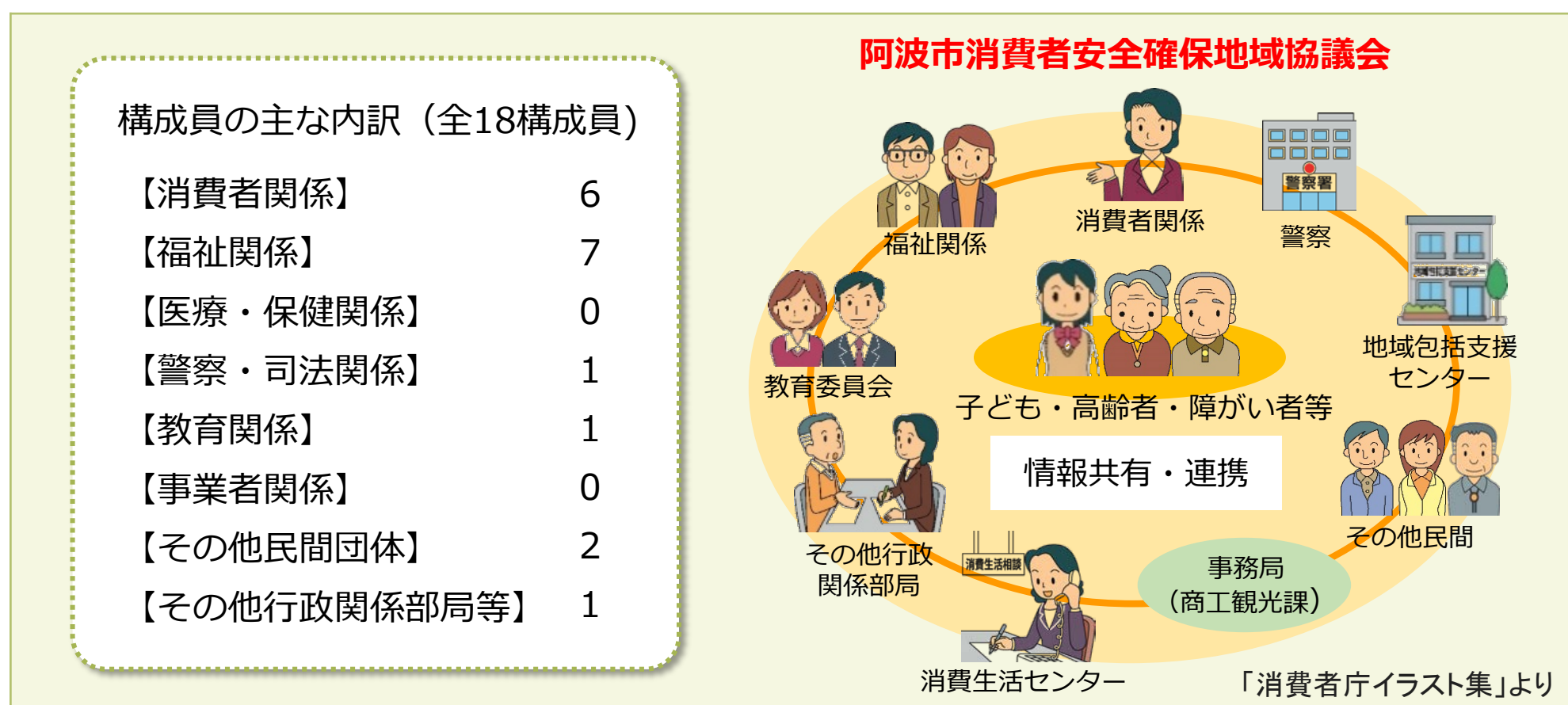
3. (1) 阿波市消費者安全確保地域協議会

徳島県 阿波市

スケジュール



見守りネットワークイメージ図



個人情報の取扱い

有り

構成員が高齢者等の異変に気付いた際にセンターへ情報提供していただく場合のみ、個人情報を含めて連絡します。構成員間での個人情報の共有や見守りリストの作成等については、協議会として個人情報の共有範囲の検討や管理体制の構築ができていないため、今後の検討課題と考えています。

苦労した点・工夫した点 など

既存の組織に協議会の活動に必要なメンバーを加えるか、新規で協議会を作るかというところで悩みました。また、協議会と虐待防止ネットワークは一部メンバーが重複しているため、虐待防止ネットワークの会議と同日に協議会を開催することを検討しましたが、今後、消費者被害の案件で急な協議会の開催が必要となった場合に、虐待防止ネットワークとの兼ね合いで日程調整などが難しくなることも考慮し、最終的には単独開催としました。

また、協議会に構成員が参画しやすくするため、個人に委嘱するのではなく、出席を想定している方の所属する団体を構成員としました。これにより、急に協議会を開催する必要が生じた場合も、代理出席が可能な仕組みにしています。

3.（1）阿波市消費者安全確保地域協議会

徳島県 阿波市

今後の活動・課題 など

◆今後の活動

- ・必要に応じて協議会を開催します。
- ・センターについて周知するためのチラシや啓発グッズを作成します。
- ・**構成員には協議会で得た情報を各所属団体に持ち帰り、それぞれの組織内で情報共有・周知していただくとともに、啓発活動への御協力をお願いしています。**また、消費者被害等で困っている高齢者等に気付いた際には、センターにつないでいただきます。

◆課題

協議会で話し合われた情報をその場に出席されていた方だけにとどめることなく、各構成団体の隅々まで伝えていただき、日頃の見守り活動にいかしていただくことが理想です。しかし、情報共有の方法については各構成団体にお任せしているため、それぞれの組織内にどの程度伝わっているのかが分からず、周知の難しさを感じています。

また、啓発活動として、構成員に啓発チラシ等の配布をお願いしたいと考えていますが、見守り活動は複数の団体が行っているため、高齢者等が重複した情報を受け取る可能性があり得ます。配布の重複により御迷惑をお掛けしないよう、どの団体から配布するのが効率的か、協議会からどのような情報発信をするのが効果的かという点については難しいと感じており、今後の検討課題です。

担当者の声

協議会設置後、構成員から「高齢者が読みやすいように、もっと大きな字の普及啓発資料が必要ではないか」との御意見を頂き、マグネット（参考1）や、高齢者向けの啓発チラシ（参考2）を作成することにしました。

また、民生委員・児童委員から啓発グッズの配布に関する協力の申出もあり、構成団体との連携が以前よりも深まってきたと感じております。

今後、より一層、見守り活動が推進されるよう、機動力のある協議会を目指して取り組んでいきたいと考えています。そのためにも、協議会について、県内での研修会や他の市町村の担当職員との情報交換の場があれば有り難いと感じています。

3.（1）阿波市消費者安全確保地域協議会

徳島県 阿波市

阿波市消費者安全確保地域協議会設置要綱

（設置）

第1条 この告示は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、市民の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、市民が安心して生活できるよう関係機関による地域における見守り活動を推進し、消費者の安全確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、阿波市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、別表に掲げる構成機関により構成する。

（活動内容）

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- （1）消費者被害の現状や対策に関する情報交換
- （2）地域における消費者被害防止のための見守り活動
- （3）消費者被害防止の普及、啓発
- （4）その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、阿波市産業経済部長をもって充てる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、消費者被害防止活動等を円滑に推進するため、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。

（秘密保持義務）

第6条 協議会の構成機関、事務に従事する者又は事務に従事していた者は、活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、阿波市産業経済部商工観光課に置く。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月25日から施行する。

3. (1) 阿波市消費者安全確保地域協議会

徳島県 阿波市

阿波市消費者安全確保地域協議会 構成員一覧

(別表)

1	阿波吉野川警察署
2	阿波市民生委員・児童委員協議会（吉野地区）
3	阿波市民生委員・児童委員協議会（土成地区）
4	阿波市民生委員・児童委員協議会（市場地区）
5	阿波市民生委員・児童委員協議会（阿波地区）
6	阿波市老人クラブ連合会
7	阿波市婦人団体連合会
8	阿波市内消費者協会(吉野消費者協会)
9	阿波市内消費者協会(土成消費者協会)
10	阿波市内消費者協会(市場消費者協会)
11	阿波市内消費者協会(阿波消費者協会)
12	社会福祉法人阿波市社会福祉協議会
13	阿波市教育委員会
14	阿波市地域包括支援センター
15	阿波市消費生活センター
16	阿波市健康福祉部福祉事務所社会福祉課
17	阿波市企画総務部危機管理課
18	阿波市産業経済部商工観光課

(参考1) マグネット



3.(1) 阿波市消費者安全確保地域協議会

徳島県 阿波市

(参考2) 高齢者向けチラシ

※実物はA3サイズです。

消費生活で困ったときは、ご相談ください!!

阿波市消費生活センター ☎0883-30-2222
消費者ホットライン ☎局番なし188 (イヤヤ!)



その手口にだまされないで!!
こんなことに心当たりはありませんか?

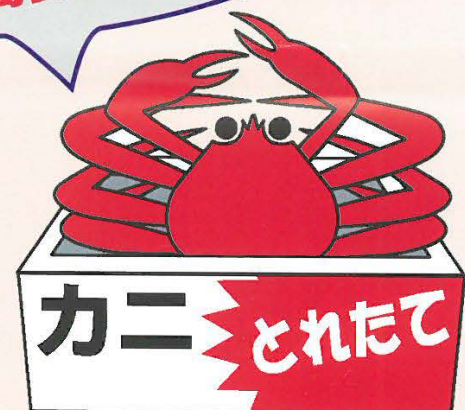
家族のふりして電話で
「振り込み」を要求!
振り込め詐欺かも!!



無料で点検します。
不要なリフォーム工事
ではありませんか?



突然の送りつけ
商品に注意!!



ATMで還付金の受け
取りはできません!!



お試しのつもりが、
定期購入になって
いませんか?

未納料金の訴訟
最終告知

架空請求ハガキです!!

消費者庁イラスト集より

こんな時は、消費生活センターへ すぐ相談を!!

～消費生活の安心安全のため、私たちが地域で見守ります～
阿波市消費者安全確保地域協議会

阿波吉野川警察署・民生委員児童委員協議会・老人クラブ連合会・婦人団体連合会・市内消費者協会・社会福祉協議会・
阿波市(教育委員会・地域包括支援センター・消費生活センター・社会福祉課・危機管理課・商工観光課)